

「子育てと仕事の両立支援に対する助成活動」の概要 ～保育所・放課後児童クラブへの助成活動～

1. 活動の内容

待機児童問題の解消に向け、保育所または放課後児童クラブの受け皿の拡大・質の向上、および保育所利用者の多様なニーズに対応した事業を推進する上で必要な環境整備に対し、助成を行う。

2. 助成対象と助成金額

助成対象	助成金額（総額2,500万円）
（１）休日・夜間保育事業、病児・病後児保育事業、延長保育事業、一時預かり事業等 ^{※1} に必要な設備の整備、備品の購入等に係る費用 ^{※2,3}	1施設当たり上限額35万円
（２）放課後児童クラブの受け皿拡大や質の向上に必要な設備の整備、備品の購入等に係る費用 ^{※2,3}	1施設当たり上限額20万円

【※1】通常の保育等に加え、保育所利用者の多様なニーズに対応した環境整備を行う事業

【※2】子どもの成長に合わせた遊具および玩具、楽器、絵本や学習教材等備品の充実、机・椅子・整理棚、寝具、乳幼児ベッド・物置等の設備の充実（寝具、乳幼児ベッドについては（１）の場合のみ対象）

【※3】「新型コロナウイルス感染症対策のための衛生強化に資する設備・備品等の購入費用」および「施設経営の安定に使用する事業資金」等を含む

3. 応募資格

○助成対象（１）休日・夜間保育事業、病児・病後児保育事業、延長保育事業、一時預かり事業等に必要な設備の整備、備品の購入等に係る費用

・以下のすべての条件を満たす事業者

①社会福祉法人・株式会社・特定非営利活動法人等の法人格を有していること
②以下のいずれかの施設を運営していること a. 認可保育所 b. 地域型保育給付の対象となっている小規模保育施設 c. 地域型保育給付の対象となっている事業所内保育施設 d. 地域型保育給付の対象となっている家庭的保育施設 e. 「認可外保育施設指導監督基準」に基づく保育施設
③休日・夜間保育事業、病児・病後児保育事業、延長保育事業、一時預かり事業等を実施していること ※いずれかの事業実施で応募可 ※新たにいずれかの事業を実施する場合、2021年4月末までに実施すること ※新型コロナウイルス感染症の影響で上記事業を取り止めている場合も応募可

○助成対象（２）放課後児童クラブの受け皿拡大や質の向上に必要な設備の整備、備品の購入等に係る費用

・以下の条件を満たす事業者（法人格の有無を問わない（父母会・地域運営委員会等含む））

・「放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づき、市町村からの委託事業・補助事業・代行事業（指定管理者制度）等の事業形態をとっており、行政からの補助を得て、放課後児童クラブの運営を行っていること

4. 助成金の活用期間

○活用期間：２０２０年１１月～２０２１年４月末

5. 応募方法・募集期間

○応募方法：所定の「助成申請書」に必要事項を記入・捺印し、正本１部・副本（コピー）１部を必須添付書類と一緒に、当会運営事務局へ郵便（簡易書留）にて送付

○募集期間：２０２０年５月２７日（水）～７月３日（金）＜当日消印有効＞

6. 選考方法

○学識経験者等で構成する選考審査会が、必要性・効果等の選考基準により選考

7. 選考結果の発表

○２０２０年１１月上旬（予定）に全ての申請施設に対し直接書面にてお知らせするとともに、当会ホームページにて公表

8. 運営事務局

生命保険協会「子育てと仕事の両立支援」事務局

〒１００－０００５ 東京都千代田区丸の内３－４－１ 新国際ビル３階

電話：０３－３２８６－２６４３

※「募集要項」、「助成申請書」、「よくあるご質問」等は当会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/activity/social/support/guideline/>）に掲載しております。

以 上